

介護保険について

介護保険とは？

高齢になると加齢による病気などにより、寝たきりや認知症などで介護が必要になることもあります。

家族に介護が必要になった時、家族だけでは介護できない場合が多いです。一般的には誰かの助けがないと無理だと思います。そこで、40歳以上の方は保険料を払い、介護が必要になった時に介護をする家族の経済・体力・心の負担を軽くし、皆で支えあおうと生まれたのが「介護保険」です。

どんな人が受けられるの？

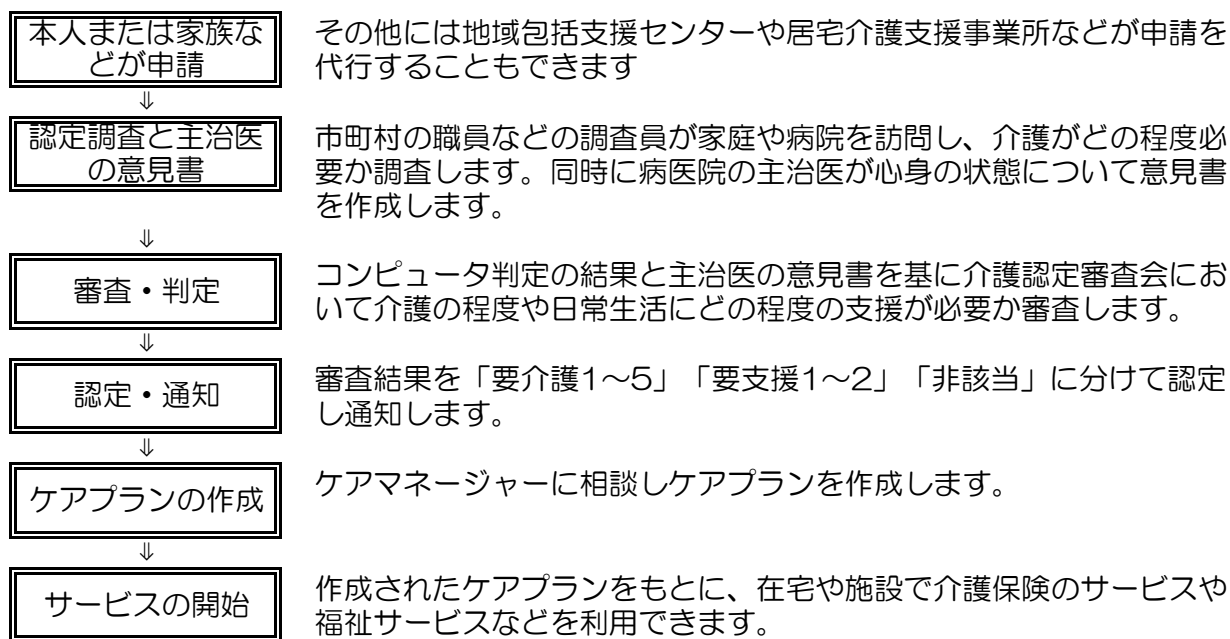
【第1号被保険者】**65歳以上の人**
 病気等の原因を問わず、寝たきり・認知症などにより介護が必要、日常生活に支援が必要と認められた場合、介護サービスを利用できます。

【第2号被保険者】**40歳から64歳の人**
 末期がん、関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患など介護保険で定める16種類の疾病により介護が必要になった場合に限り、介護サービスを利用できます。

65歳になり介護保険の第1号被保険者になると、医療保険の保険証とは別に1人に1枚の介護保険被保険者証(保険証)が市町村から交付されます。

介護保険をうけるには？

日常生活に介護や支援が必要と感じたら、市町村の窓口にて要介護・要支援認定申請書と介護保険の保険証(第2号被保険者は医療保険の保険証)を提出し『要介護認定』の申請をします。



要介護区分

要介護度	心身の状態
非該当(自立)	介護が必要と認められない人
要支援	要支援1 基本的な日常生活はほぼ自分でできるが、何らかの支援を要する人
	要支援2 要支援1よりわずかに日常生活能力が低下し何らかの支援を要する人
要介護	要介護1 日常生活を行う能力が一部分低下し、部分的な介護が必要となる人
	要介護2 日常生活など身の回りの世話に軽度の介護が必要となる人
	要介護3 日常生活など身の回りの世話に中程度の介護が必要となる人
	要介護4 日常生活能力が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる人
	要介護5 生活の全般にわたり全面的な介護が必要な人